

発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の一部改正新旧 対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。）に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券（<u>新株予約権付社債券及び交換社債券（社債券（<u>外国法人により発行されるものを含む。</u>）のうち、それを保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）であって、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）</u></p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(6) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券（<u>新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）</u>）であって、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における時価（次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。）に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券（<u>転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。）</u>）及び交換社債券（<u>金融商品取引法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）</u>）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）<u>又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）</u></p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(6) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債券<u>又は当取引所若しくは国内の他の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券</u>で、かつ、<u>外国法人以外の会社の発行するもの</u>（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）</p> <p style="text-align: right;">100分の80</p>

る。)

100分の80

(7)～(10) (略)

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。ただし、株券については、円位未満の端数金額を切り捨てる。)

(2)・(3) (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。

(7)～(10) (略)

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格（呼値に関する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

(2)・(3) (略)

3 (略)